

【風しん抗体検査について】

〈風しん抗体検査の費用を助成します〉

静岡県では、出産に対する不安感の軽減やこどもの健康保持のため、風しんの感染予防及びまん延防止を図り、先天性風しん症候群を予防することを目的に、**風しん抗体検査費用を助成**します。（令和6年度事業）

助成を受けたい方は、下記の手続きにより受診券の発行を受けてから、有効期限内に「風しん抗体検査事業協力医療機関」で検査を受けてください。

風しんの予防接種に関しては、費用の一部を補助している市町もありますので、お住まいの市町予防接種担当課に、直接お問い合わせください。

対象 下記①～③のいずれかに該当し、静岡県内（静岡市・浜松市を除く）に住所がある方。

- ① 妊娠を希望する女性
- ② 妊娠を希望する女性の同居者
- ③ 風しんの抗体価が低い妊婦の同居者

ただし いずれも過去に風しん抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる方は**本事業の対象になりません。**

申請期間 なるべく令和7年2月末までに申請してください。

受診券には有効期限（発行日から2か月）があります。ただし、令和7年1月10日以降に受診券を発行する場合の有効期限は、3月10日になります。 早めの申請をお願いします。

申請手順

- 1 検査希望者は、「風しん抗体検査申請書」を保健所に提出します。（郵送又は持参）
 - 申請書は、県ホームページ・県保健所・市町保健センター窓口等で入手できます。
URL <http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/yobousessyu/rubella.html>
 - 郵送先は「〒410-8543 沼津市高島本町1-3 東部保健所 地域医療課」です。
- 2 保健所から、「風しん抗体検査受診券」が特定記録にて郵送されます。
 - 対象者に該当しない場合には、「非該当通知」を送付します。
 - 申請書を保健所が受理してから受診券を発行するまでは、**最大3～4週間程度**かかります。
- 3 送付された受診券を持参して「風しん抗体検査事業協力医療機関」を受診し、検査・説明を受けてください。
 - 受診する前に、医療機関に電話で予約の可否や検査受付時間を確認してください。
 - 「風しん抗体検査受診券」に記載されている有効期限までに検査を受けられなかった場合は、下記担当課へご連絡ください。希望により、受診券を再発行いたします。

＜問い合わせ先＞

東部保健所地域医療課 〒410-8543 沼津市高島本町1-3（東部総合庁舎2階）
電話番号： 055-920-2109
修善寺支所 〒410-2413 伊豆市小立野66-1（修善寺生きいきプラザ2階）
電話番号： 0558-72-2310

